

2 緊急事態宣言の対応について

【問】

- ①各幼稚園・保育園・認定こども園の基本休園についてどのように考えていますか。(現在は登園自粛要請となっていますが、4割の方が登園されているようです。)

【答】

- ①緊急事態宣言後の保育所等の対応につきましては、国、県からの要請により医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などでお仕事を休むことができない方のお子様をお預かりするため、引き続き開園しています。

しかし、園児、園職員の健康、安全を第一に考え、感染症拡大防止のため、家庭での保育ができる保護者様につきましては、極力家庭での保育にご協力いただけるよう、市から各民間保育施設に対し保護者様に要請していただくよう依頼しました。また、公立保育園の保護者様にも家庭保育の協力をお願いしました。

なお、幼稚園と認定こども園の幼稚園籍の園児につきましては、県より臨時休業の要請があり、今後休園する可能性もありますが、保育所と同様に保護者が医療従事者等である場合には必要な保育の確保が要請されています。

引き続き、感染予防に最大限留意しながら、できる限り必要な保育サービスを維持し、運営を行っていきたいと考えています。

(保育課 R2. 4. 22 回答)